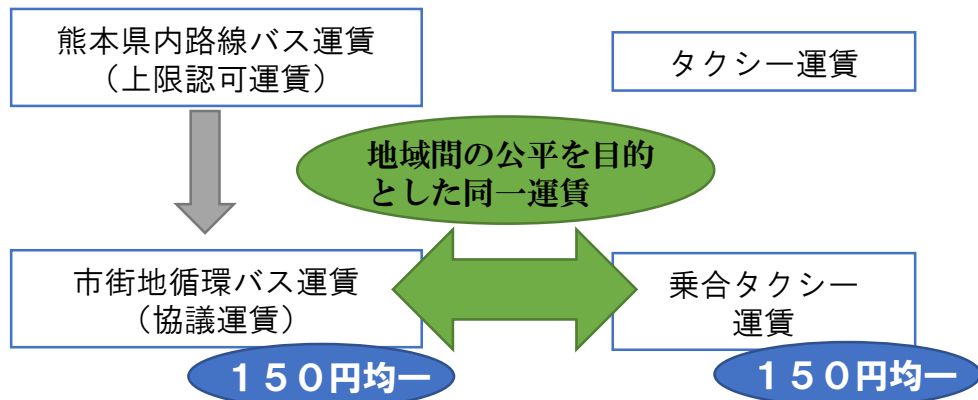


# (議題①) 消費税率引き上げに伴う乗合タクシー運賃の値上げについて

消費税率引き上げに伴い、タクシー運賃が改定されたことから乗合タクシーの運賃を150円均一から160円均一に見直しを行うことについて同意いただきたいもの。

## 【路線再編時（平成29年10月）の運賃の考え方】



## 【令和元年10月1日からの運賃体系】



## 第2回八代市地域公共交通会議までの経緯

- 市街地循環バス・乗合タクシーの運賃は、平成29年10月の公共交通網再編時に市中心部と山間部の運賃格差を無くすために同額の150円均一設定としておりました。
- 消費税率引き上げに伴い、市街地循環バス運賃の値上げを行うことから乗合タクシー運賃についても同様に値上げを検討しました。しかし、その時点ではタクシー運賃は改定の見込みが無く、乗合タクシー運賃の値上げは消費税率引き上げに伴うものとは言い難かったことから、乗合タクシー運賃は150円均一で据え置くこととしました。
- 台風接近により、8月6日付文書協議で実施した第2回八代市地域公共交通会議においては、消費税率引き上げに伴う路線バス・市街地循環バス運賃の値上げについて同意をいただき、8月26日には産交バス株式会社に当会議での「協議が調った証明書」を交付しました。

## 見直し内容

### 乗合タクシー運賃

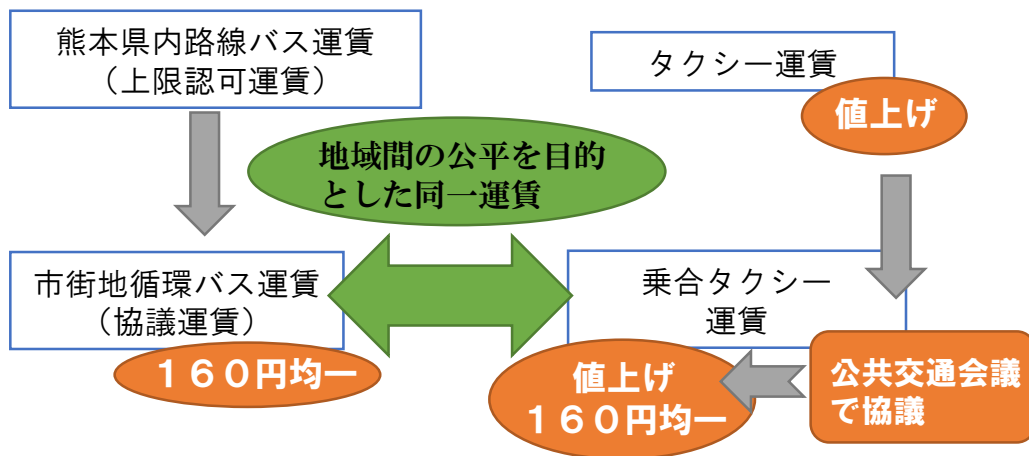
現行：通常運賃 150円均一

見直し案：通常運賃 160円均一

※児童、身障者、運転免許返納者等の半額運賃  
80円は変更しない。

適用日：令和2年1月1日～（予定）

## 【今回の見直しの考え方】



※タクシー運賃も消費税率引き上げに伴い値上げされたことから、乗合タクシー運賃を市街地循環バス運賃と同じ160円均一にすることで地域間の運賃格差を是正します。

## 今回の見直しの経緯

○第2回八代市地域公共交通会議開催後の8月30日に九州運輸局からタクシー運賃改定の公示（一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について）があり、タクシー運賃にも消費税引き上げ分が反映され、市内タクシー事業者についても公示に則って運賃改定を行うことになりました。

○については、以下の理由により乗合タクシー運賃の見直しを行いたいと考えます。

①前ページで記載しているとおり、乗合タクシーの運賃は、市中心部と山間部での地域間の運賃格差を無くすために市街地循環バスと同一運賃を採用していたことから、現在生じている地域間の格差是正するため。

②本市の乗合タクシー運行事業補助金はタクシー運賃を算定基礎にしており、タクシー運賃の改定により運行補助金支出額の増額が見込まれることから、路線バス・市街地循環バス運賃見直しの際と同様に、乗合タクシー運賃を見直すことが公平性に資するため。

# (参考) タクシー運賃の改定について

タクシー運賃（一般乗用旅客自動車運送事業）の運賃は、八代地域では以下のとおり改定されます（抜粋）。

（旧運賃）令和元年9月30日まで

（新運賃）令和元年10月1日から

		車種	距離	運賃
距離制運賃	初乗運賃	普通車 (セダン)	最初の1.5kmまで	660円
		特定大型 (ジャンボ)	最初の1.5kmまで	760円
	加算運賃	普通車 (セダン)	327mごとに	80円
		特定大型 (ジャンボ)	250mごとに	100円
時間制運賃		車種	時間	運賃
		普通車 (セダン)	30分ごとに	2,000円
		特定大型 (ジャンボ)	30分ごとに	2,950円

		車種	距離	運賃
距離制運賃	初乗運賃	普通車 (セダン)	最初の <u>1.473km</u> まで	660円
		特定大型 (ジャンボ)	最初の <u>1.473km</u> まで	760円
	加算運賃	普通車 (セダン)	<u>321m</u> ごとに	80円
		特定大型 (ジャンボ)	<u>245m</u> ごとに	100円
時間制運賃		車種	時間	運賃
		普通車 (セダン)	30分ごとに	<u>2,040円</u>
		特定大型 (ジャンボ)	30分ごとに	<u>3,000円</u>

この改定により、八代市乗合タクシー運行事業補助金は、年間約870,000円（+1.4%）の支出増になると試算しています。